

中小企業省エネ設備等導入支援補助金交付規程

（趣旨）

第1条 この規程は、中小企業省エネ設備等導入支援補助金交付要綱第20条の規定に基づき、株式会社JTB広島支店（以下「事務局」という。）が行う中小企業省エネ設備等導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 中小企業

以下のいずれかに該当する法人及び個人

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ・ 個人事業主
- ・ 中小企業団体等
- ・ 医療法人、社会福祉法人、NPO法人その他の法人であって、常時使用する従業員数が300人以下のもの

（2） 省エネ設備等

本補助金の対象となる省エネ設備、断熱窓、創エネ設備等をいう。

（3） 補助事業者

補助事業を行う者をいう。

（4） 補助事業

省エネ設備等を導入する事業をいう。

（補助金交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 中小企業であること。

（2） 会社法（平成17年法律第86号）上の会社であり、中小企業者以外の者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者であること。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上

（3） 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37条）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。

（4） 広島県内に事業場（工場等）を有すること。

（5） 広島県の県税を滞納していないこと（納税義務者でない者は除く。）。

（6） 本補助金の申請設備に対して、重複して国又は県から補助金の交付を受けていないこと。なお、地方自治体の単独費による補助金であれば併用可能とする。

（補助金交付の対象）

第4条 補助対象となる事業は、補助事業者が広島県内に有する事業場において、別表1に掲げる設備を導入する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費、補助率、補助下限額及び上限額は、別表2のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による補助金交付申請書に事務局が定める書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 事務局は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、申請者に対し速やかに通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助事業の内容又は経費の配分の変更（別表3に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による補助事業変更承認申請書1部を事務局に提出し、その承認を受けること。

- 2 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助事業中止（廃止）承認申請書1部を事務局に提出し、その承認を受けること。
- 3 補助事業の完了期限は、令和9年1月29日までとする。
- 4 補助事業が期限内に完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第4号による補助事業事故等報告書1部を事務局に提出し、その指示を受けること。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときには、第6条の規定による通知を受けた日から20日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

- 2 前項の規程による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、事務局から報告を求められたときは、補助事業の遂行の状況に関し、事務局に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに別記様式第5号による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 事務局は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第6号による請求書を事務局に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 事務局は、第8条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この規程又はこの規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額につき年10・95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、

帳簿及び全ての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第7号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記様式第8号により事務局に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 事務局は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年6月12日から施行する。

別表 1 補助金交付の対象設備

区分	補助対象設備	補助要件
省エネ設備	高効率空調	既存設備を更新する場合であって、経済産業省が実施する「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」において、補助対象設備として登録、公表されている製品
	産業ヒートポンプ	
	業務用給湯器	
	高性能ボイラ	
	高効率コージェネレーション	
	低炭素工業炉	
	変圧器	
	冷凍冷蔵設備	
	産業用モータ	
	制御機能付き LED 照明器具	
	工作機械	
	プラスチック加工機械	
	プレス機械	
	印刷機械	
	ダイカストマシン	
	省エネ診断によりに提案された省エネ設備（上記の対象とならない LED 照明器具は除く）	1 t 以上の CO2 削減効果が見込めるもの
断熱窓	窓	熱貫流率が 2.9 以下の窓への更新（内窓の設置を含む）又は熱貫流率が 1.7 以下のガラスへの交換
創エネ設備	太陽光発電設備	10kW 以上であり、発電した電力量の 50%以上を自家消費するもの。また、FIT 又は FIP による売電を行わないもの。
	蓄電池	太陽光発電設備と同時設置するもの。

別表 2 補助対象経費等

経費区分	補助対象経費	補助率	補助下限額	補助上限額
設備費	補助対象設備の購入に要する費用	補助対象経費の 1/2 又は 2/3※	補助対象経費 300 千円	5,000 千円
工事費	補助対象設備の設置に伴う工事に要する費用			

※補助率2/3については、省エネ診断に基づく設備導入を行う事業者に限る。

※設備費及び工事費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

別表 3 軽微な変更

軽 微 な 変 更		備 考
経費の配分の変更	事業の内容の変更	
1 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合。 2 別表 2 に掲げる経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費を変更しようとする場合。	第 4 条の規定により提出する事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合。	